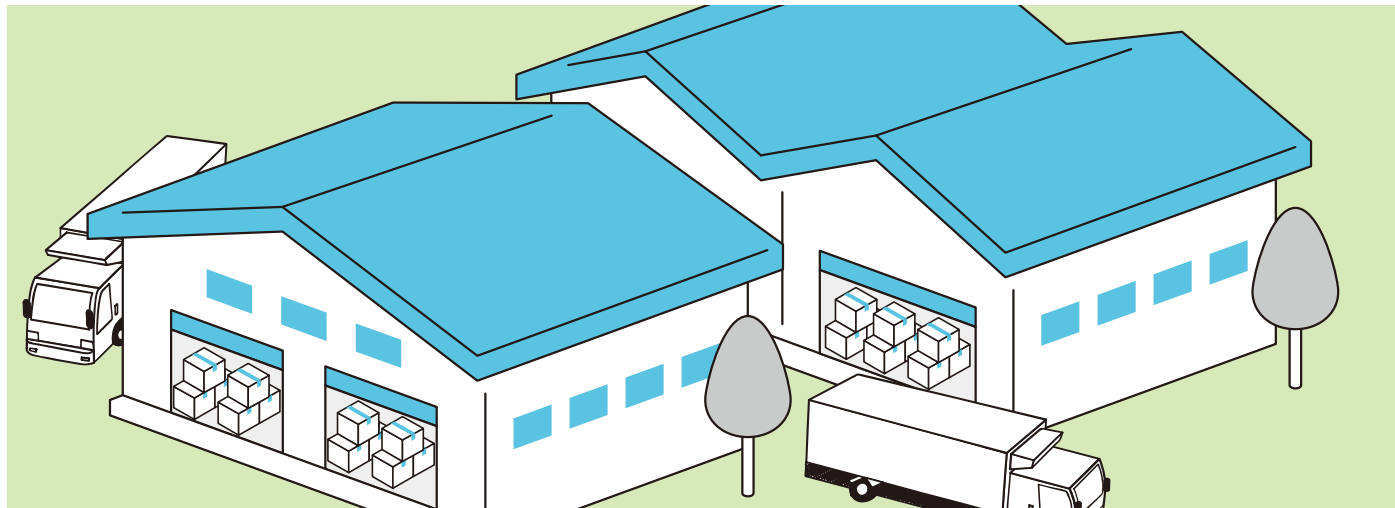


物流施設への立地支援



岡山市物流施設誘致促進奨励金



対象事業

物流施設を建設して行う事業

業種

- 道路貨物運送業
- 倉庫業
- 貨物運送取扱業
- 港湾運送業
- 卸売業
- 小売業
- 製造業

※業種については、総務省「日本標準産業分類」を参照

物流施設

- 倉庫
- 配送センター
- 流通加工場

※製造業、小売業の工場又は店舗に併設されるものは除く

● 交付要件

取得用地面積	公的団地用地 — 1,000㎡以上 民有地 — 3,000㎡以上 ※民有地の場合は、市街化調整区域内において、物流総合効率化法、産業振興型地区計画、産業拠点周辺での開発許可（P11）または地域未来投資促進法（P12）の手続きを経たもの等に限る
固定資産投資額	大企業 — 5億円以上 中小企業 — 2億円以上

● 奨励金の内容

【土地補助金】土地固定資産評価額 × 3%（増設の場合なし）

【建物補助金】建物固定資産評価額 × 9%（増設の場合4.5%）

【機械設備補助金】償却資産固定資産取得価額 × 3%（増設の場合1.5%）
※機械及び装置に限る

※限度額 合計 3 億円（増設の場合1.5億円）



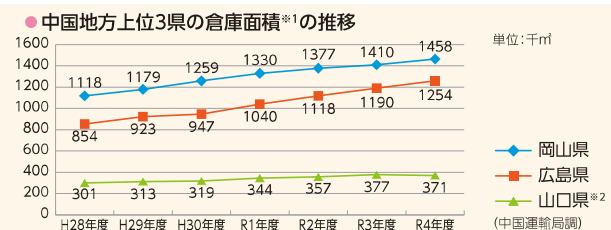
【人材確保奨励金】市内に住所を有する新規常用雇用者数 × 60万円（障がい者は120万円）

COLUMN | コラム 倉庫面積

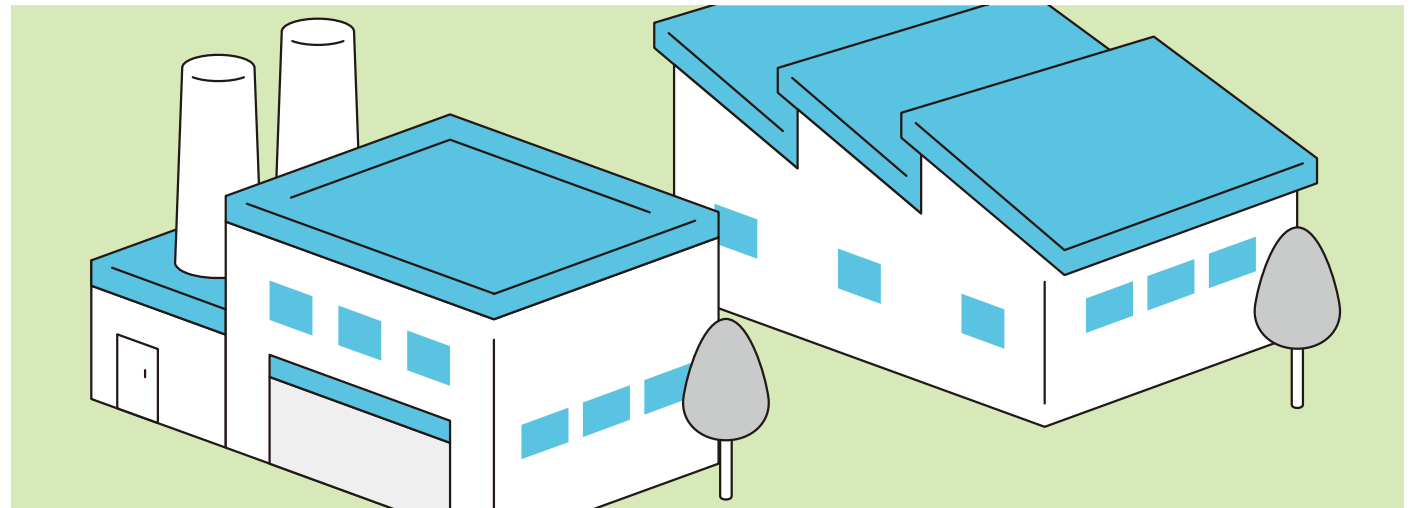
中四国、西日本の交通結節点に位置する岡山市は、物流拠点の立地場所として需要が高い!! 岡山県内に集積する営業倉庫の面積は中四国最大規模で、増加傾向にあります。

※1 普通倉庫の1～3類倉庫の面積

※2 九州運輸局の管轄に属する下関市、宇都市、長門市及び山陽小野田市を除く



工場、研究所等への立地支援



岡山市企業立地促進奨励金



対象事業

- 製造工場
- 研究所等

- 建設
- 購入
- 賃借

し、機械設備を設置して行う事業

製造工場

製造業の用に供する工場

※業種については、総務省「日本標準産業分類」を参照

研究所等

〔研究所〕 ● 工業製品 ● バイオテクノロジー ● 光通信又は電気通信
〔ソフトウェアハウス〕
〔システムハウス〕

〔事業所〕 ● 高度情報処理産業 ● 高度な機械修理業 ● ディスプレイ業
● 非破壊検査業 ● デザイン業 ● 機械設計業 ● エンジニアリング業

● 交付要件

	製造工場	研究所等
取得用地面積	公的団地用地 — 1,000㎡以上 民有地 — 3,000㎡以上	公的団地用地 — 1,000㎡以上 民有地 — 2,000㎡以上
固定資産投資額	大企業 — 5億円以上 中小企業 — 2億円以上 ※賃借した工場の場合 大企業2億円以上・中小企業1億円以上	大企業 — 2億円以上 中小企業 — 1億円以上

● 補助金の内容

【土地補助金】土地固定資産評価額 × 3%（増設の場合なし）

【建物補助金】建物固定資産評価額 × 9%（増設の場合4.5%）

【機械設備補助金】償却資産固定資産取得価額 × 3%（増設の場合1.5%）
※機械及び装置に限る

※限度額 合計 3 億円（増設の場合1.5億円）



【人材確保奨励金】市内に住所を有する新規常用雇用者数 × 60万円（障がい者は120万円）